

検査命令免除食品等

- (1) カナダ産ロブスター及びその加工品（麻痺性貝毒）
以下の URL に掲載される輸出者から輸出されたもの。
・ Canadian Food Inspection Agency ホームページ
<https://inspection.gc.ca/exporting-food-plants-or-animals/food-exports/food-export-requirements/japan-fish-and-seafood/live-lobster-and-lobster-tomalley-products/eng/1304466360823/1304466626301>
- (2) 韓国産豚肉（スルファジミジン）
別表 13 に掲げる処理場において処理されたもの。
- (3) 韓国産養殖ひらめ及びその加工品（オキシテトラサイクリン、エンロフロキサシン）
別表 14 で示した登録養殖場で養殖され、かつ登録輸出者から輸出されたもの。
養殖加工ひらめについては、別表 14 で示した登録養殖場で養殖されたひらめを登録加工場で加工し、かつ登録輸出者から輸出されたもの。
ただし、以下の①から④の養殖場については、エンロフロキサシンに係る検査命令を免除しない。また、⑤から⑧の養殖場については、オキシテトラサイクリンに係る検査命令を免除しない。
- ①先進水産（登録番号：K-F-JN-307）
 - ②一子水産（登録番号：K-F-JN-379）
 - ③孝賢水産（登録番号：K-F-JN-382）
 - ④廣林水産（登録番号：K-F-CJ-649）
 - ⑤海龍水産營漁組合法人（登録番号：K-F-CJ-332）
 - ⑥宣佑水産（登録番号：K-F-CJ-405）
 - ⑦泰興養食（登録番号：K-F-CJ-291）
 - ⑧BADA-DREAM 營漁組合法人（登録番号：K-F-CJ-680）
- (4) 韓国産生鮮青とうがらし（フルキンコナゾール）
別表 15 に掲げる輸出者 ID の登録がされた輸出者から輸出されたもの。
- (5) 韓国産生鮮トマト（フルキンコナゾール）
別表 16 に掲げる輸出者 ID の登録がされた輸出者から輸出されたもの。
- (6) 韓国産生鮮ミニトマト（フルキンコナゾール）
別表 17 に掲げる輸出者 ID の登録がされた輸出者から輸出されたもの。
- (7) 韓国産生鮮まくわうり（クロルフェナピル）
別表 18 に掲げる輸出者 ID の登録がされた輸出者から輸出されたもの。
- (8) タイ産生鮮おくら（EPN）
別表 19 に掲げる輸出者から輸出されたもの。

- (9) タイ産生鮮グリーンアスパラガス (E P N)
別表 20 に掲げる輸出者から輸出されたもの。
- (10) タイ産生鮮バナナ (シペルメトリン)
別表 21 に掲げる輸出者から輸出されたもの。
- (11) タイ産生鮮マンゴー (クロルピリホス、プロピコナゾール)
別表 22 に掲げる輸出者から輸出されたもの。
- (12) タイ産冷凍カットマンゴー (クロルピリホス、プロピコナゾール)
別表 23 に掲げる製造者で製造されたもの。
- (13) タイ産フリーズドライマンゴー (クロルピリホス、プロピコナゾール)
以下の製造者で製造されたもの。
製造者名 : Chanthaburi Global Foods Co.,Ltd.
- (14) タイ産生鮮マンゴスチン (イマザリル)
別表 24 に掲げる輸出者から輸出されたもの。
- (15) 台湾産豚肉 (スルファジミジン)
別表 25 に掲げる処理場において処理されたもの。
- (16) 中国産養殖鰻及びその加工品 (オキシリニック酸、スルファジミジン)
- ①養殖活鰻
別表 26 に掲げる養殖場で養殖されたもの。
- ②養殖鰻加工品
別表 27 に掲げる養殖場で養殖された鰻であり、かつ同表に掲げる加工場で加工されたもの。
- (17) フィリピン産生鮮おくら (テブフェノジド、フルアジホップ、メタミドホス)
別表 28 に掲げる輸出者から輸出されたもの。
- (18) フィリピン産生鮮マンゴー (クロルピリホス、フェントエート)
別表 29 に掲げる輸出者から輸出されたもの。
- (19) フィリピン産生鮮バナナ (フィプロニル)
別表 30 に掲げる輸出者又は包装者から輸出されたもの。
- (20) 米国産生鮮アーモンド (総アフラトキシン)
別表 31 に掲げる包装者で包装され、かつ以下の①、②を満たすもの。
- ①外国公的検査機関から発行された総アフラトキシンに係る検査成績書が添付されているもの。
- ・検査成績書は発行日から起算して3か月間以内のものに限る。
 - ・検査成績書は対日輸出プログラム品である旨の指定の文言が記載されたものに限る。
- ②米国から船舶にてコンテナにより他国を経由せず輸入されるもの。